

兵庫県公報

令和4年12月27日 火曜日 第375号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定予定（同）	4
○ まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（水産漁港課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（但馬県民局）	9
○ 同 上（丹波県民局）	9

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	12
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12

公安委員会規則

○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	13
--------------------------	----

公安委員会告示

○ 令和4年兵庫県公安委員会告示第157号（認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定）の一部改正	15
○ 同 上	15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

道路運送車両法の一部改正により自動車検査証が電子化されること、道路交通法の一部改正により公安委員会は安全運転管理者を選任する自動車の使用者等に対して是正措置を命ずることができることとなること等に

兵庫県告示第1526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 427号	西脇市下戸田字西城府593番6から 同市上野字芝添349番2まで	旧	7.0から 24.0まで	326.0	
		新	8.0から 33.0まで	326.0	予定地

兵庫県告示第1527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇停車場線	西脇市西脇字香良320番4から 同市上野字芝添350番1まで	旧	7.0から 36.0まで	568.0	
		新	18.0から 49.0まで	568.0	予定地

兵庫県告示第1528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
林崎(2) I (139030094)	佐用郡佐用町林崎（別図137のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R03丹波位置 0006号	4.12.14	丹波篠山市宇土字七ノ坪124番1の一部	6.00	36.913

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水明台(5) (118000134)	川西市水明台1丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(3) (118000135)	川西市緑台5丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(4) (118000136)	川西市緑台5丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(5) (118000137)	川西市緑台7丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(6) (118000138)	川西市緑台7丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和5年1月4日（水）から同月18日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和5年1月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

水明台(1)Ⅰ（118000020）の項中別図16を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和5年1月4日（水）から同月18日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

令和5年1月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
緑台(7) (118000139)	川西市緑台7丁目 (別図1のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
緑台(8) (118000140)	川西市緑台7丁目 (別図2のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和5年1月4日（水）から同月18日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
令和5年1月18日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和5年3月17日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市天神町字大歳ノ上1168番2、1169番1、1169番2、1173番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市栄町256番地
株式会社永井コーポレーション 代表取締役 永井秀樹
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年8月16日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-8号（4小野）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中広字別所62番12
同 市中広字島田川原108番21、108番22、133番59、133番60、144番8、144番9、144番46、144番70、144番88、144番102、144番105
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市加里屋65番地の1
有限会社相友 代表取締役 目木敏彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年11月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-2号（4赤穂）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。